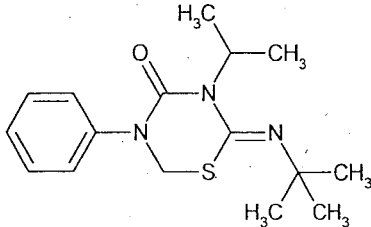


ブプロフェジン (Buprofezin)

審議の対象	農薬の食品中の暫定的な残留基準の見直し										
経緯	<p>稲わら等飼料由来の農薬に係る畜産物への基準設定*の要請があったもの。</p> <p>※本剤については、平成20年7月30日に開催された本分科会において、魚介類への基準値設定要請に伴う基準値の設定及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しについて審議済。</p>										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	チアジアジン環を有する殺虫剤。 脱皮異常による殺幼虫作用及び産下卵の不孵化による殺卵作用を示すことにより作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	かんきつ、稲、きゅうり、茶等/ヤノネカイガラムシ若齢幼虫、ツマグロヨコバイ幼虫、チャノドリヒメヨコバイ幼虫等										
我が国の登録状況	稲、きゅうり、りんご、もも等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準はきゅうり、オレンジ、トマトに設定されている。米国においてアセロラ、あんず等に、オーストラリアにおいてかんきつ類果実、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてかんきつ類果実、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.009 mg/kg 体重/day</p> <p>〔設定根拠〕 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 0.90 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">36.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">67.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">34.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">37.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	36.5	幼小児(1~6歳)	67.0	妊婦	34.6	高齢者(65歳以上)	37.4
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	36.5										
幼小児(1~6歳)	67.0										
妊婦	34.6										
高齢者(65歳以上)	37.4										
意見聴取の状況	<p>平成21年7月28日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントの手続を予定</p> <p>【参考:平成20年7月の審議内容に係る状況】 平成20年7月28日に在京大使館への説明を実施 平成20年8月22日~同年10月21日 WTO 通報実施(意見あり) 平成20年8月22日~同年9月24日 パブリックコメント実施(意見あり)</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.5	0.5	○			0.056(#), 0.128(#), 0.02, 0.005, <0.005, <0.005, 0.005, 0.005, 0.026, 0.030, <0.005, <0.005, <0.005, <0.005, 0.016, 0.022, 0.10(#), 0.03(#), 0.05(#), 0.05(#), <0.01, <0.01, 0.122, 0.060, 0.158(\$), 0.088, 0.070, 0.025, 0.042, 0.113, 0.008, 0.027, 0.022, 0.046, 0.031, 0.051, <0.01, <0.01
小麦 とうもろこし	0.3	0.3 0.5	○		0.5: ニューゼーランド	0.084, 0.093, 0.066, 0.006, 0.044, 0.008, <0.005, 0.005, <0.005, 0.005
クレソン その他のあぶらな科野菜					35: アメリカ 35: アメリカ	
チコリ エンダイブ しゅんぎく					35: アメリカ 35: アメリカ 35: アメリカ	
レタス その他のきく科野菜	13 3	10 5	○		35: アメリカ 35: アメリカ	【0.03(#)-4.56(#)(n=20) (結球レタス)、1.18(#)- 11.49(#)(n=9)(非結球 レタス)】 0.517, 1.34(\$)(ふき)
パセリ セロリ その他のせり科野菜					35: アメリカ 35: アメリカ 35: アメリカ	
トマト ピーマン	1 0.5	1 0.5	○	1	1.3: アメリカ 0.5: ニューゼーランド	1.22(#), 0.494(#), 0.405, 0.348, 0.282, 0.732, 0.392, 0.308, 0.48, 0.30, 0.53, 0.61, 0.36(#), 0.30(#), 0.51(#), 0.38(#), 0.52(#), 0.457(#) 【ニューゼーランドのト マトを参照】 0.227, 0.124, 0.362, 0.128, 0.436, 0.132, 0.48(#), 0.42(#), 0.26(#), 0.04(#) 【ニューゼーランドのト マトを参照】
なす その他のなす科野菜	1 0.5	1 1	○		1.3: アメリカ 0.5: ニューゼーランド	
きゅうり かぼちや しろり すいか メロン類果実 まくわり	1 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	1 1 1 1 1 1	○	1	0.50: アメリカ 0.50: アメリカ 0.50: アメリカ 0.50: アメリカ 0.50: アメリカ	0.730(#), 0.250(#), 0.75, 0.35, 0.68, 0.36, 0.52, 0.38, 0.36, 0.45, 0.39(#), 0.44(#) 【0.01(#)- 0.18(#)(n=6)】 【0.02(#)-0.10(#)(n=12) 並びに米国のきゅうり 及びメロン類果実を参 照】 【米国のきゅうり、かぼ ちや及びメロン類果実 を参照】 【米国のきゅうり、かぼ ちや及びメロン類果実 を参照】 【0.14(#)- 0.39(#)(n=12)】 【米国のきゅうり、かぼ ちや及びメロン類果実 を参照】

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のうり科野菜	0.5				0.50 アメカ	【米国のきゅうり、かぼ ちや及びメロン類果実 を参照】
ほうれんそう					35 アメカ	
オクラ		0.5			4.0 アメカ	
未成熟えんどう	0.02	0.02			0.02 アメカ	【<0.006-0.011(n=7)】
マッシュルーム		0.5			0.5;ニュージーランド	
しいたけ		0.5			0.5;ニュージーランド	
その他のきのこ類		0.5			0.5;ニュージーランド	
その他の野菜		5			35 アメカ	
みかん	0.3	0.3	○		2.5 アメカ	0.04(#), 0.071(#), 0.23(#), 0.03(#), 0.20(#), 0.04(#), 0.01, <0.01, 0.01, 0.02, 0.02, 0.02, 0.081, 0.10, 0.08, 0.09, 0.06, 0.038, 0.035
なつみかんの果実全体	0.3	2	○		2.5 アメカ	0.69, 0.20 【米国のオレンジを参 照】
レモン	2.5	2	○		2.5 アメカ	0.62(\$), 0.36 【0.393-1.796(n=17)】
オレンジ	2	2	○	0.5	2.5 アメカ	【米国のオレンジを参照】
グレープフルーツ	2.5	2	○		2.5 アメカ	【米国のオレンジを参照】
ライム	2.5	2	○		2.5 アメカ	【米国のオレンジを参照】 <0.01, 0.03(ゆず)、 0.02(#), 0.01(#), 0.013 (すだち)、<0.005(か ぼす)、<0.01, 0.18, <0.01, 0.08(だいた い)】
その他のかんきつ類果実	2.5	2	○		2.5 アメカ	【米国のオレンジを参 照】
りんご	2	0.5	○		4.0 アメカ	0.18, 0.08 【0.057-0.933(n=12)】 0.022, 0.024, 0.168, 0.156, 0.094, 0.062, 0.853, 0.472
日本なし	2	2	○		4.0 アメカ	
西洋なし	4.0	2	○		4.0 アメカ	【0.36-3.17(n=8)】
マルメロ	4.0	0.5			4.0 アメカ	【米国のなし及びりんご を参照】
びわ	4.0	1	○		4.0 アメカ	0.074, 0.100 【米国のなし及びりんご を参照】
もも	1	1	○		9.0 アメカ	0.076, 0.074, 0.346(\$), 0.34, 0.19 【0.11-8.13(n=12)】
ネクタリン	1.9	0.5	○		1.9 アメカ	【米国のおうとう参照】
あんず	0.7	1	○		9.0 アメカ	0.30, 0.19 0.13, 0.061, 0.11, 0.06, 0.046, 0.056, 0.06
すもも	1.9	1	○		1.9 アメカ	<0.005(#), <0.005(#), <0.01(#), 0.010(#), 0.082, 0.132
うめ	1.9	1	○		1.9 アメカ	【米国のおうとう参照】
おうとう	1.9	1	○		1.9 アメカ	0.50, 0.086 【0.31-1.32(n=13)】
いちご		1			2.5 アメカ	
ラズベリー		1				
ブラックベリー		1				
ブルーベリー		1				
クランベリー		1			2.5 アメカ	
ハuckleベリー		1				
その他のベリー類果実		1			2.5 アメカ	
ぶどう	1	1	○		2.5 アメカ	<0.005(#), <0.005(#), 0.010(#), 0.079(#), 0.292(#), 0.284(#), 0.185(#), 0.217(#), 0.18(#), 0.26(#) 【0.050-0.709(n=8)】
かき	1	0.5	○		1 オーストラリア	0.097, 0.270 【0.44-0.46(n=2)】
バナナ	0.2	0.5			0.20 アメカ	【0.175(n=1)】
キウイ	0.5	1	○			0.033, 0.013, 0.16, 0.08, 0.10, 0.06

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パパイヤ	0.9	0.5			0.90: アメリカ	【米国マンゴー参照】
アボカド	0.3	0.5			0.30: アメリカ	【<0.02(#)-0.20(n=4)】
パイナップル		0.5				
グアバ	0.3	0.5			0.30: アメリカ	【米国アボカド参照】
マンゴー	0.9	0.5			0.90: アメリカ	【0.50-0.65(n=3)】
パッションフルーツ	2	0.5			2: オーストラリア	【1.05-1.13(n=2)】
なつめやし		1				
その他の果実	0.7	1	○		3.5: アメリカ	0.24, 0.24(いちじく) 【0.098-0.198(n=3)(ライチ)】
綿実	0.35	1			0.35: アメリカ	【0.043-0.126(n=9)】
ぎんなん		0.1				
くり	0.02	0.1	○			<0.005, <0.005
ペカン		0.1				
アーモンド	0.05	0.1			0.05: アメリカ	【<0.05(n=6)】
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1			0.05: アメリカ	
茶	20	20	○			9.84, 7.13, 12.4(\$), 9.25, 6.90, 10.8
その他のスパイス	5	5	○			0.72(#), 0.80(#), 11.05(#), 1.06(#), 5.38(#), 1.58(#), 0.55, 0.40, 0.42, 0.62, 1.68(\$), 0.82, 0.88, 1.56(みかんの果皮)
その他のハーブ	3	5				(その他のさく科野菜を参照)
牛の筋肉	0.05	0.05			0.05: アメリカ	推:<0.05
豚の筋肉	0.05	0.05			0.05: アメリカ	(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05			0.05: アメリカ	(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.1	0.05			0.05: アメリカ	推:0.060
豚の脂肪	0.1	0.05			0.05: アメリカ	(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.05			0.05: アメリカ	(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.1	0.05			0.05: アメリカ	推:0.050
豚の肝臓	0.1	0.05			0.05: アメリカ	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.05			0.05: アメリカ	(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.05	0.05			0.05: アメリカ	推:<0.050
豚の腎臓	0.05	0.05			0.05: アメリカ	(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05			0.05: アメリカ	(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.1	0.05			0.05: アメリカ	(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.1	0.05			0.05: アメリカ	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.1	0.05			0.05: アメリカ	(牛の肝臓参照)
乳	0.02	0.01			0.01: アメリカ	推:0.010
魚介類	0.2					

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (S)これらの作物残留試験は、作物残留試験成績のばらつきを考慮し、最大残留値を基準値策定の根拠とした。
 (H)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推:」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

ブプロフェジン

食品名	残留基準値
	ppm
米	0.5
小麦	0.3
レタス	13
その他のきく科野菜(注1)	3
トマト	1
ピーマン	0.5
なす	1
その他のなす科野菜(注2)	0.5
きゅうり	1
かぼちや	0.5
しろり	0.5
すいか	0.5
メロン類果実	0.5
まくわうり	0.5
その他のうり科野菜(注3)	0.5
未成熟えんどう	0.02
みかん	0.3
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	2.5
オレンジ	2
グレープフルーツ	2.5
ライム	2.5
その他のかんきつ類果実(注4)	2.5
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	4.0
マルメロ	4.0
びわ	4.0
もも	1
ネクタリン	1.9
あんず	0.7
すもも	1.9
うめ	1.9
おうとう	1.9
ぶどう	1
かき	1
バナナ	0.2
キウイ	0.5
パパイヤ	0.9
アボカド	0.3
グアバ	0.3
マンゴー	0.9
パッションフルーツ	2
その他の果実(注5)	0.7
綿実	0.35
くり	0.02
アーモンド	0.05
茶	20
その他のスパイス(注6)	5
その他のハーブ(注7)	3

(注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注3)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

ブプロフェジン(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注8)の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.02
魚介類	0.2

(注8)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

ノバルロン(Novaluron)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があり、併せてインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ジフルベンゾイルウレア系殺虫剤 アセチルグルコサミンの生成を阻害し、脱皮を阻害することにより作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請; ふき/ハスモンヨトウ インポートトレランス申請; とうがらし/タバコガ等										
我が国の登録状況	なす、トマト、キャベツ、ピーマン、いちご等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	綿実、ばれいしょ等に国際基準が設定されている。米国において、仁果果実、綿実等、カナダにおいてりんご、畜産物等、EUにおいてばれいしょ、トマト等、オーストラリアにおいて仁果果実、綿実等、ニュージーランドにおいて仁果果実に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.011 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 1.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>65.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>22.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量(Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	23.2	幼小児(1~6歳)	65.5	妊婦	23.4	高齢者(65歳以上)	22.4
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	23.2										
幼小児(1~6歳)	65.5										
妊婦	23.4										
高齢者(65歳以上)	22.4										
意見聴取の状況	平成21年6月26日に在京大使館への説明を実施、平成21年8月3日~同年9月2日 パブリックコメント実施(今回の基準値改正案に係る内容についての意見はなし)										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	作物残留試験成績 ppm
ばれいしょ	0.05	0.05		0.01	0.05: アメリカ	【<0.01 (n=14) (米国ばれいしょ)】
さといも類(やつがしらを含む)	0.05	0.05			0.05: アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
かんしょ	0.05	0.05			0.05: アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう)	0.05	0.05			0.05: アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
その他のいも類	0.05	0.05			0.05: アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
てんさい	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
キャベツ	1	1	○			0.28, 0.32
その他のさく科野菜	1		申			0.32, 0.22(ふき)
トマト	2	2	○	0.02		0.16, 0.32(トマト) 0.42, 0.73(ミニトマト)
ピーマン	0.7	0.7	○			0.14, 0.24(\$)
なす	0.5	0.5	○			0.12, 0.16
その他のなす科野菜	0.7		IT		0.7: 韓国	【0.245(韓国とうがらし)】
その他のうり科野菜	0.05	0.05			0.05: アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
しょうが	0.05	0.05			0.05: アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
えだまめ	0.01	0.01		0.01		
その他の野菜	0.05	0.05			0.05: アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
りんご	3	3		3		
日本なし	3	3		3		
西洋なし	3	3		3		
マルメロ	3	3		3		
びわ	3	3		3		
いちご	2	2	○			0.66, 0.83
綿実	1	1		0.5	0.60: アメリカ	
その他のスパイス	0.05	0.05				
その他のハーブ	0.05	0.05				
牛の筋肉	0.7	0.7		0.7		
豚の筋肉	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.7	0.7		0.7		
牛の脂肪	10	10		10		
豚の脂肪	10	10		10		
その他の陸棲哺乳類の脂肪	10	10		10		
牛の肝臓	0.7	0.7		0.7		
豚の肝臓	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.7	0.7		0.7		
牛の腎臓	0.7	0.7		0.7		
豚の腎臓	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.7	0.7		0.7		
牛の食用部分	0.7	0.7		0.7		
豚の食用部分	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.7	0.7		0.7		
乳	0.4	0.4		0.4		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの卵	0.01	0.01		0.01		

(\$) で示した作物残留試験成績は、作物残留試験成績のばらつきを考慮し、最大残留値を基準値策定の根拠とした。

ノバルロン

食品名	残留基準値 ppm
その他のきく科野菜(注1)	1
その他のなす科野菜(注2)	0.7

(注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

プロヒドロジャスモン(Prohydrojasmon)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があったもの。										
構造式	<p>(1R,2R)-PDJ (<i>trans</i>-PDJ) (1S,2S)-PDJ (<i>trans</i>-PDJ)</p> <p>(1R,2S)-PDJ (<i>cis</i>-PDJ) (1S,2R)-PDJ (<i>cis</i>-PDJ)</p>										
用途	農薬／植物成長調整剤										
作用機構	植物ホルモンであるジャスモン酸様物質 早生りんご等に対する着色成熟促進及びみかんの浮皮軽減等の効果が確認されている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請;みかん／浮皮軽減										
我が国の登録状況	りんご、ぶどうに農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.14 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 14.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	0.1	幼小児(1~6歳)	0.2	妊婦	0.0	高齢者(65歳以上)	0.1
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児(1~6歳)	0.2										
妊婦	0.0										
高齢者(65歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成 21 年 5 月 22 日に在京大使館への説明を実施 平成 21 年 7 月 22 日～同年 9 月 20 日 WTO 通報 実施 (意見の有無について連絡待ち) 平成 21 年 8 月 3 日～同年 9 月 2 日 パブリックコメント実施(意見なし)										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん	0.05		申			<0.002(#), <0.002(#)
りんご	0.05	0.05	○			<0.001, <0.001
ぶどう	0.05	0.05	○			<0.001(#) / <0.002(#)
その他のスパイス	0.05		申			0.008(#), 0.008(#)(みかんの果皮)

注) 基準値案は、作物残留試験結果のほか、想定される暴露量が著しく小さいことなどから、分析の効率性を鑑み設定した。

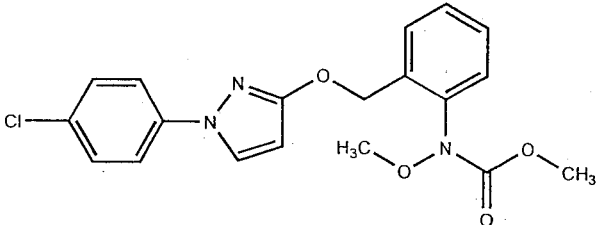
(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

プロヒドロジャスモン

食品名	残留基準値
	ppm
みかん	0.05
その他のスパイス(注)	0.05

(注)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

ピラクロストロビン (Pyraclostrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤 植物病原菌内のミトコンドリア内のシトクローム電子伝達系を阻害し、胞子発芽及び菌糸伸長を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請:かき、うめ、すもも／落葉病、炭疽病、黒星病等										
我が国の登録状況	かぼちゃ、りんご、もも等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	キャベツ、りんご、コーヒー豆等に国際基準が設定されている。米国において、ぶどう、らっかせい等に、カナダにおいてブロッコリー、マンゴー等に、EUにおいてかんきつ類、豆類等に、オーストラリアにおいてりんご、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてぶどう、キウイー等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.034mg/kg 体重/day [設定根拠] ①2年間 慢性毒性試験(ラット・混餌) ②2年間 発がん性試験(ラット・混餌) 無毒性量 3.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="550 1601 1428 1859"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>24.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>49.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>26.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	24.1	幼小児(1~6歳)	49.3	妊婦	16.7	高齢者(65歳以上)	26.5
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	24.1										
幼小児(1~6歳)	49.3										
妊婦	16.7										
高齢者(65歳以上)	26.5										
意見聴取の状況	平成21年7月28日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.2	0.02		0.2		
大麦	0.5	0.4		0.5		
ライ麦	0.02	0.02				
とうもろこし	0.02	0.1		0.02		
その他の穀類	0.5			0.5		
大豆	0.05	0.04		0.05		
小豆類	0.5	0.3		0.5		
えんどう	0.3	0.3		0.3		
そら豆	0.3	0.3		0.2		
らつかせい	0.05	0.05				
その他の豆類	0.3	0.3		0.2		
ばれいしよ	0.02	0.02		0.02		
さといも類	0.04	0.04				
かんしよ	0.04	0.04				
やまいも	0.04	0.04				
その他のいも類	0.04	0.04				
てんさい	0.2	0.2		0.2		
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.5	0.4		0.5		
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	20	16		20		
かぶ類の根	0.4	0.4				
かぶ類の葉	16	16				
西洋わさび	0.4	0.4				
クレソン	29	29				
はくさい	3	3	○			1.59(#), 0.252(#) / 0.358(#), 1.34(#)
キャベツ	0.2	5		0.2		
芽キャベツ	0.3	5		0.3		
ケール	1	16		1		
きょうな	16	16				
チンゲンサイ	5	5				
カリフラワー	0.1	5		0.1		
ブロッコリー	0.1	5		0.1		
その他のあぶらな科野菜	16	16				
ごぼう	0.4	0.4				
サルシフィー	0.4	0.4				
チコリ	29	29				
エンダイブ	29	29				
レタス	2	29		2		
その他のきく科野菜	29	29				
たまねぎ	0.2	0.2		0.2		
ねぎ	0.7	0.9		0.7		
にんにく	0.05	0.9		0.05		
その他のゆり科野菜	0.9	0.9				
にんじん	0.5	0.4		0.5		
パースニップ	0.4	0.4				
パセリ	29	29				
セロリ	29	29				
その他のせり科野菜	29	29				
トマト	0.3	0.3		0.3		
ピーマン	0.5	0.3		0.5		
なす	0.5	1.4	○	0.3		0.06, 0.12(\$)
その他のなす科野菜	1.4	1.4		0.5		
きゅうり	0.5	0.5	○	0.5		0.072(#), 0.072(#)
かぼちや	0.5	0.5	○	0.3		0.056(#), 0.042(#)
しろり	0.5	0.5				
すいか	0.5	0.5	○			<0.05, <0.05
メロン類果実	0.2	0.3		0.2		
まくわり	0.5	0.5				
その他のうり科野菜	0.5	0.5				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
しょうが	0.04	0.04				
未成熟えんどう	0.02	0.5		0.02		
未成熟いんげん	0.5	0.5				
えだまめ	0.5	0.5				
その他の野菜	16	16		0.02		
みかん	0.02	0.02	○	1		0.006, 0.007, <0.005, 0.006
なつみかんの果実全体	1	2	○	1		0.37, 0.28
レモン	1	2	○	1		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	1	2	○	1		
グレープフルーツ	1	2	○	1		
ライム	1	2	○	1		
その他のかんきつ類果実	1	2	○	1		0.09(すだち) 0.05(かぼす)
りんご	1	1	○	0.5		0.257, 0.204 / 0.178, 0.348
日本なし	1.5	1.5	○			0.437(#), 0.648(#) / 0.298, 0.220
西洋なし	1.5	1.5	○			
マルメロ	1.5	1.5				
びわ	1.5	1.5				
もも	0.02	0.02	○	1		<0.005(#), <0.005(#)(果 肉)
ネクタリン	1	0.9	○	1		4.10(#), 1.08(#)(果皮)
あんず(アプリコットを含む)	2	0.9	申	1		0.29, 0.38 (うめ参照)
すもも(プルーンを含む)	1	0.9	申	1		<0.05, <0.05
うめ	2		申	1		0.36, 0.55
おうとう(チェリーを含む)	2	2	○	1		0.900, 0.554
いちご	0.5	0.4		0.5		
ラズベリー	2	1.3		2		
ブラックベリー	1.3	1.3				
ブルーベリー	1	1.3		1		
ハックルベリー	1.3	1.3				
その他のベリー類果実	1.3	1.3				
ぶどう	3	3	○	2		1.00(#), 1.19(#) / 0.782(#) / 0.370(#), 0.323(#)
かき	0.7		申			0.12, 0.22(\$)
バナナ	0.02	0.02		0.02		
パパイヤ	0.05			0.05		
マンゴー	0.05			0.05		
ひまわりの種子	0.3	0.3		0.3		
くり	0.04	0.04				
ペカン	0.02	0.02		0.02		
アーモンド	0.02	0.02		0.02		
くるみ	0.04	0.04				
その他のナッツ類	1	0.7		1		
コーヒー豆	0.3			0.3		
ホップ	15	23		15		
その他のスパイス	29	29				0.96, 1.34, 0.80, 1.63(み かん果皮)
その他のハーブ	29	29				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.5	0.1		0.5		
豚の筋肉	0.5	0.1		0.5		
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.5	羊 0.1 馬 0.1 山羊 0.1		0.5		
牛の脂肪	0.5	0.1		0.5		
豚の脂肪	0.5	0.1		0.5		
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.5	羊 0.1 馬 0.1 山羊 0.1		0.5		
牛の肝臓	0.05	1.5		0.05		
豚の肝臓	0.05	1.5		0.05		
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	羊 1.5 馬 0.1 山羊 1.5		0.05		
牛の腎臓	0.05	0.2		0.05		
豚の腎臓	0.05	0.2		0.05		
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	羊 0.2 馬 0.2 山羊 0.2		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.2		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.2		0.05		
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	羊 0.2 馬 0.2 山羊 0.2		0.05		
乳	0.03	0.1		0.03		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.05		
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05		
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.05		
鶏の卵	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの卵	0.05	0.05		0.05		
干しぶどう	5			5		

(\\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ピラクロストロビン

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.2
大麦	0.5
とうもろこし	0.02
その他の穀類(注1)	0.5
大豆	0.05
小豆類	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	20
キャベツ	0.2
芽キャベツ	0.3
ケール	1
カリフラワー	0.1
ブロッコリー	0.1
レタス	2
ねぎ	0.7
にんにく	0.05
にんじん	0.5
ピーマン	0.5
なす	0.5
メロン類果実	0.2
未成熟えんどう	0.02
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実(注2)	1
ネクタリン	1
あんず(アプリコットを含む)	2
すもも(プルーンを含む)	1
うめ	2
いちご	0.5
ラズベリー	2
ブルーベリー	1
かき	0.7
パパイヤ	0.05
マンゴー	0.05
その他のナッツ類(注3)	1
コーヒード	0.3
ホップ	15
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注4)の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
豚の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分(注5)	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.03
干しぶどう	5

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

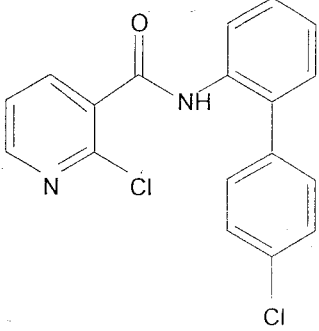
(注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注3)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注5)「食用部分」とは、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外のものをいう。

ボスカリド(Boscalid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があり、併せてインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	アニリド系化合物の殺菌剤 ミトコンドリア内膜のコハク酸脱水素酵素複合体の電子伝達を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請: ししとう、だいず、うめ等/ 灰色かび病、菌核病、黒星病等 インポートトレランス申請: セロリ、大麦/ うどんこ病、網斑病等										
我が国の登録状況	なす、きゅうり、りんご等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	りんご、ぶどう等に国際基準が設定されている。米国においてばれいしょ、セロリ等に、カナダにおいてリーフレタス、もも等に、EUにおいて穀類、仁果果実等に、オーストラリアにおいてりんご、畜産物等に、ニュージーランドにおいてぶどう、キウイ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.044 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性試験(ラット・混餌) 無毒性量 4.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="552 1659 1398 1917"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>38.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>73.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>38.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量(Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	38.3	幼小児(1~6歳)	73.3	妊婦	28.8	高齢者(65歳以上)	38.3
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	38.3										
幼小児(1~6歳)	73.3										
妊婦	28.8										
高齢者(65歳以上)	38.3										
意見聴取の状況	平成21年8月25日に在京大使館への説明を実施。 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定。										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現 行 ppm	登録 有 無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大麦	3		IT		3 EU	【<0.01-1.79(n=10)(EU大 麦)】
大豆	2	0.1	申			0.03, 0.57
小豆類	2.5	2.5	○			0.126, 0.136(小豆) 0.340, 0.452(いんげん)
えんどう	2.5	2.5				
そら豆	2.5	2.5				
らつかせい	0.05	0.05				
その他の豆類	2.5	2.5				
ばれいしよ	0.05	0.05				
さといも類	0.05	0.05				
かんしよ	0.05	0.05				
やまいも	0.05	0.05				
その他のいも類	0.05	0.05				
かぶ類の葉	10	10				
西洋わさび	0.7	0.7				
はくさい	3.0	3.0				
キャベツ	3.0	3.0	○			0.50, 0.92
芽キャベツ	3.0	3.0				
ケール	18	18				
こまつな	18	18				
きょうな	18	18				
チンゲンサイ	18	18				
カリフラワー	3.0	3.0				
ブロッコリー	3.0	3.0				
その他のあぶらな科野菜	18	18				
ごぼう	0.7	0.7				
サルシフィー	0.7	0.7				
レタス	20	11	○申			0.87, 2.29(レタス) 9.5, 11.4(サラダ'菜) 4.0, 2.4(リーフレタス)
その他のさく科野菜	2	0.7	申			0.59, 0.92(くちしや)
たまねぎ	3.0	3.0				0.006, 0.067
ねぎ	3.0	3.0				
にんにく	3.0	3.0				
にら	3.0	3.0				
その他のゆり科野菜	3.0	3.0	○			<0.1, <0.1(らっきょう)
にんじん	0.7	0.7	○			0.28, 0.06
パースニップ	0.7	0.7				
セロリ	25		IT		45 アメリカ	【1.80-19.0(n=12)(米国セロ リ)】
その他のせり科野菜	0.7	0.7				
トマト	5	5	○			0.852, 1.09(トマト) 2.91, 1.74(ミニトマト)
ピーマン	10	10	○			3.56(\$), 2.03
なす	2	2	○			0.610, 0.932
その他のなす科野菜	15	1.2	申			5.4, 7.9(ししとう)
きゅうり	5	5	○			1.00, 2.10
かぼちや	1.6	1.6	○			0.45, 0.22
しろうり	1.6	1.6				
すいか	1.6	1.6	○			0.042, 0.039
メロン類果実	1.6	1.6	○			0.034(\$), <0.005
まくわうり	1.6	1.6				
その他のうり科野菜	1.6	1.6				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
たけのこ	1.6	1.6				
しょうが	0.05	0.05				
未成熟えんどう	5	1.6	申			1.3, 1.8(さやえんどう)
未成熟いんげん	1.6	1.6				
えだまめ	2.0	2.0				
その他の野菜	1.6	1.6				
みかん	1	1	○			0.38, 0.16, 0.37(＃)
なつみかんの果実全体	10	10	○			3.52 / 2.85
レモン	10	10	○			(なつみかん参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	10	10	○			(なつみかん参照)
グレープフルーツ	10	10	○			(なつみかん参照)
ライム	10	10	○			(なつみかん参照)
その他のかんきつ類果実	10	10	○			2.77(すだち) 2.26(かぼす) (なつみかん参照)
りんご	3.0	3.0	○	2		0.376, 0.560
日本なし	3.0	3.0	○			0.532, 0.435
西洋なし	3.0	3.0	○			
マルメロ	3.0	3.0				
びわ	3.0	3.0				
もも	0.2	1.7	○	3		0.036(＃), 0.013(＃)(果肉) 9.28, 1.74(果皮)
ネクタリン	3	1.7	○	3		0.48, 0.84
あんず(アプリコットを含む)	3	1.7	申	3		(うめ参照)
すもも(プルーンを含む)	3	1.7	申	3		<0.05, <0.05
うめ	3		申	3		1.03, 1.36
おうとう(チェリーを含む)	3	3	○	3		1.28, 0.84
いちご	15	15	○			7.28(\$), 2.94
ラズベリー	3.5	3.5				
ブラックベリー	3.5	3.5				
ブルーベリー	3.5	3.5				
ハックルベリー	3.5	3.5				
その他のベリー類果実	3.5	3.5				
ぶどう	10	10	○	5		4.30, 5.20
かき	1		申			0.16, 0.46
バナナ	0.2			0.2		
その他の果実	1.2	1.2				
ひまわりの種子	0.60	0.60				
なたね	3.5	3.5				
ぎんなん	0.05			0.05		
くり	0.70	0.70		0.05		
ペカン	0.70	0.70		0.05		
アーモンド	0.70	0.70		0.05		
くるみ	0.70	0.70		0.05		
その他のナッツ類	1	0.70		1		
コーヒー豆	0.05			0.05		
ホップ	35	35				
みかんの果皮		40	○			11.5, 12.2, 29.3(＃)(＄)(みかんの果皮)
その他のスパイス(みかんの果皮を除く。)		2.5				
その他のスパイス	40		○			11.5, 12.2, 29.3(＃)(＄)(みかんの果皮)
スペアミント		30				
ペパーミント		30				
その他のハーブ(スペアミント及びペパーミントを除く)		18				
その他のハーブ	30					

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.10	0.10				
豚の筋肉	0.05	0.05				
羊の筋肉	0.10	0.10				
馬の筋肉	0.10	0.10				
山羊の筋肉	0.10	0.10				
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05	0.05				
牛の脂肪	0.30	0.30				
豚の脂肪	0.10	0.10				
羊の脂肪	0.30	0.30				
馬の脂肪	0.30	0.30				
山羊の脂肪	0.30	0.30				
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.1	0.1				
牛の肝臓	0.35	0.35				
豚の肝臓	0.10	0.10				
羊の肝臓	0.35	0.35				
馬の肝臓	0.35	0.35				
山羊の肝臓	0.35	0.35				
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	0.05				
牛の腎臓	0.35	0.35				
豚の腎臓	0.10	0.10				
羊の腎臓	0.35	0.35				
馬の腎臓	0.35	0.35				
山羊の腎臓	0.35	0.35				
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	0.05				
牛の食用部分	0.35	0.35				
豚の食用部分	0.10	0.10				
羊の食用部分	0.35	0.35				
馬の食用部分	0.35	0.35				
山羊の食用部分	0.35	0.35				
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	0.05				
乳	0.10	0.10				
鶏の筋肉	0.05	0.05				
鶏の脂肪	0.05	0.05				
鶏の肝臓	0.10	0.10				
鶏の腎臓	0.10	0.10				
鶏の食用部分	0.10	0.10				
鶏の卵	0.02	0.02				
らつかせい油(※1)	0.15	0.15				
なたね油(※2)	5.0	5.0				
干しぶどう	10	8.5		10		

※1 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。

※2 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。

(§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ボスカリド

食品名	残留基準値
	ppm
大麦	3
大豆	2
レタス	20
その他のきく科野菜(注1)	2
セロリ	25
その他のなす科野菜(注2)	15
未成熟えんどう	5
もも	0.2
ネクタリン	3
あんず(アプリコットを含む)	3
すもも(プルーンを含む)	3
うめ	3
かき	1
バナナ	0.2
ぎんなん	0.05
その他のナッツ類(注3)	1
コーヒー豆	0.05
その他のスパイス(注4)	40
その他のハーブ(注5)	30
牛の筋肉	0.10
豚の筋肉	0.05
羊の筋肉	0.10
馬の筋肉	0.10
山羊の筋肉	0.10
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.30
豚の脂肪	0.10
羊の脂肪	0.30
馬の脂肪	0.30
山羊の脂肪	0.30
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.10
牛の肝臓	0.35
豚の肝臓	0.10
羊の肝臓	0.35
馬の肝臓	0.35
山羊の肝臓	0.35
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.35
豚の腎臓	0.10
羊の腎臓	0.35
馬の腎臓	0.35
山羊の腎臓	0.35
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05
牛の食用部分	0.35
豚の食用部分	0.10
羊の食用部分	0.35
馬の食用部分	0.35
山羊の食用部分	0.35
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05
乳	0.10
鶏の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.10
鶏の腎臓	0.10
鶏の食用部分	0.10
鶏の卵	0.02
干しぶどう	10

※ 今回残留基準を設定するボスカリドとは、畜産物にあつては、ボスカリド、代謝物B[2-クロロ-N-(4'-クロロ-5-ヒドロキシ-ビフェニル-2-イル)ニコチンアミド]及び代謝物Bのグルクロン酸抱合体をボスカリド含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあつては、ボスカリドのみをいうこと。

(注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チョコレート、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

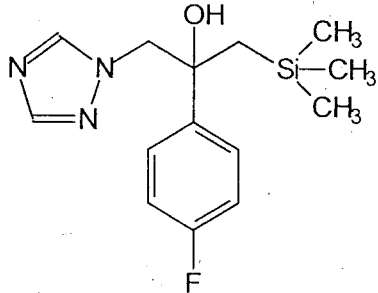
(注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注3)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

シメコナゾール(Simeconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤 菌類の細胞膜成分であるエルゴステロール生合成系の、ラノステロールのC ₁₄ 位脱メチル化を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請: かぼちゃ、うめ／べと病、うどんこ病、灰星病										
我が国の登録状況	稲、りんご、だ이지等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 韓国においてきゅうり、ぶどう等に農薬登録がなされている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0085 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.85mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">24.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td style="text-align: center;">51.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">22.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">27.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	24.5	幼小児(1～6歳)	51.1	妊婦	22.1	高齢者(65歳以上)	27.7
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	24.5										
幼小児(1～6歳)	51.1										
妊婦	22.1										
高齢者(65歳以上)	27.7										
意見聴取の状況	平成21年7月28日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02 / <0.02, 0.02 / 0.02
大豆	0.2	0.2	○			0.04, 0.04 / 0.06(#), 0.13(#) / 0.01, 0.02
ねぎ	0.2	0.2	○			<0.02(#), <0.02(#) / <0.02 (葉ねぎ)
にんにく	0.1	0.1	○			0.05(#), <0.02(#) / <0.02 (根深ねぎ)
トマト	0.2	0.2	○			<0.02(#), <0.02(#)
きゅうり	0.3	0.3	○			0.06(#), 0.08(#) / 0.06(#), 0.11(#)
かぼちや	0.2		申			<0.05(#), <0.05(#)
すいか	0.1	0.1	○			<0.02(#), <0.02(#)
メロン類果実	0.1	0.1	○			<0.02(#), <0.02(#) / <0.02(#), <0.02(#)
みかん	0.1	0.1	○			0.02(#), <0.02(#)
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○			0.06(#), 0.05(#)
レモン	0.3	0.3	○			(なつみかん、ゆず参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3	0.3	○			(なつみかん、ゆず参照)
グレープフルーツ	0.3	0.3	○			(なつみかん、ゆず参照)
ライム	0.3	0.3	○			(なつみかん、ゆず参照)
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○			0.02(#), 0.08(#)(ゆず)
りんご	0.5	0.5	○			<0.03, <0.03 / 0.04, <0.03 / 0.04, <0.03 / 0.14, 0.04
日本なし	0.5	0.5	○			<0.03, 0.07 / 0.07, 0.07 / 0.18, 0.06
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)
もも	0.7	0.7	○			0.04, <0.03 / 0.04, <0.03 / 0.16, 0.30 (果 肉)
ネクタリン	0.5	0.5	○			0.66, 0.30 / 0.59, 0.26 / 3.73, 9.89 (果皮)
あんず(アピコットを含む)	1	1	○			0.14, 0.03
すもも(プルーンを含む)	0.3	0.3	○			0.40, 0.28
うめ	1		申			<0.05, <0.05
おうとう(チェリーを含む)	3	3	○			0.50, 0.39
いちご	3	3	○			1.13, 0.61
ぶどう	0.2	0.2	○			0.22, 1.48
かき	0.2	0.2	○			0.8(#), <0.02(#)
茶	10	10	○			<0.03(#), 0.06(#)
						4.54, 1.39 / 4.67(#), 2.50(#) / 2.5, 6.0 / 4.4(#), 8.2(#)(荒茶)
						1.72, 0.56 / 1.80(#), 1.10(#) / 0.93, 2.17 / 1.64(#), 2.54(#)(浸出液)
その他のスパイス	0.3	0.3	○			0.08(#), 0.08(#)(みかん の果皮)
魚介類	0.02	0.02				

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申 (案)

(別紙2)

シメコナゾール

食品名	残留基準値 ppm
かぼちや	0.2
うめ	1

フェントラザミド (Fentrazamide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び見直し										
経緯	魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	作用機構は明らかでないが、植物の細胞分裂組織に作用し、細胞分裂及び伸長を阻害して雑草の生育を停止させると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稲／水田一年生雑草、マツバイ、ホタルイ、ミズガヤツリ、ウリカワ等										
我が国の登録状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 韓国、タイ、ベトナム等において登録されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0052 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 0.52 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	2.4	幼小児 (1~6 歳)	3.9	妊婦	1.9	高齢者 (65 歳以上)	2.3
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	2.4										
幼小児 (1~6 歳)	3.9										
妊婦	1.9										
高齢者 (65 歳以上)	2.3										
意見聴取の状況	平成 21 年 8 月 25 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.02	0.1 ^{注)}	○			<0.005, <0.005
魚介類	0.03					推:0.0266

注) 基準値現行における米のフェントラザミドの分析対象化合物は、「フェントラザミド及びCPTが含まれる」とされるもの。

今回の基準値設定の対象化合物は、フェントラザミドのみ。

答申（案）

（別紙2）

フェントラザミド

食品名	残留基準値 ^{注)}
	ppm
米	0.02
魚介類	0.03

注) 今回基準を設定するフェントラザミドは、フェントラザミドのみをいうこと。